

東浦町ごみ処理実施計画

（令和6年度）

東 浦 町

目

次

第 1 節	ごみの発生量及び処理量の見込み	1
第 2 節	ごみの排出抑制のための方策に関する事項	2
第 3 節	分別して収集するものとしたごみの種類及び 分別の区分	4
第 4 節	家庭系可燃ごみ処理有料化	6
第 5 節	ごみの適正な処理及びこれを実施する者に 関する基本的事項	8

第 1 節 ごみの発生量及び処理量の見込み

本計画の計画期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 1 年間とし、ごみの発生量及び処理量の見込み量は、近年のごみ処理の実績等に基づき算出しています。

一般廃棄物	家庭系	
	可燃ごみ	7,801 t
	不燃ごみ	264 t
	粗大ごみ	12 t
	直接搬入	484 t
	合 計	8,561 t
	事業系	
	合 計	2,278 t
資源ごみ (家庭系)	金属類	137 t
	紙 類	1,090 t
	布 類	86 t
	びん類	272 t
	ペットボトル	161 t
	プラスチック製容器包装	444 t
	製品プラスチック	24 t
	陶磁器類	23 t
	廃乾電池	11 t
	廃食用油	2 t
	小型家電	12 t
	合 計	2,262 t
し 尿 等	し尿	924 t
	浄化槽汚泥	9,656 t
	合 計	10,580 t

第2節 ごみの排出抑制のための方策に関する事項

1 ごみの排出抑制のための方策に関する事項

(1) ごみの適正処理における実施者の役割

計画を実施していくために、住民、事業者、行政それぞれの役割について、以下のとおり示します。

ア 住民

(ア) 環境に配慮した賢い買い物行動

商品の購入にあたっては、繰り返し使用できる商品、詰め替えタイプの商品、耐久性に優れた商品を積極的に購入する。賞味期限・消費期限に関して正しく理解し、適量を購入する。

(イ) 過剰包装の自粛

不要な包装を断り、積極的に簡易包装に努め、マイバッグを持参することで、レジ袋等の排出削減に努める。

(ウ) 生ごみの減量・自家処理への取り組み

家庭から排出される手つかずの食品・食材や食べ残しなど、食品ロスの削減に努める。

生ごみは、アスパやキエーロ、コンポストなどを使用して堆肥化を図り、家庭菜園などで活用することで、ごみとしての排出を抑制する。

(エ) 不要品の利活用を考える

不要となったものであっても、ごみとして処分するのではなく不用品交換やフリーマーケット、バザー、リサイクルショップ、フリーマーケットアプリなどを利用して、リユースを促進する。

(オ) ごみを適正に処理する

家庭から出たごみは、ごみの分け方・出し方のポスター等を参考に、正しく分別を行い、指定の排出ルールに沿ってごみ出しを行う。

家電4品目、パソコン、処理困難物（東部知多クリーンセンターへ搬入できないもの）は、ごみステーションには出さず、廃棄物専門処理業者へ処理を依頼するなど適正処分を行う。

イ 事業者

(ア) 使い捨て商品の使用の抑制

内容物の詰め替え式の商品をできる限り採用すること等により、販売業者は使い捨て商品の販売を抑制する。

(イ) 簡易包装の実施・レジ袋削減の実施

過剰包装を控え、簡易包装を積極的に行うとともに、マイバッグ利用の推奨を図るなど、容器包装及びレジ袋の削減を推進する。

(ウ) 食品関連事業者による生ごみ削減への取組の実施

食品関連事業者においては、生ごみの排出量の削減に向け、材料の適切な数量管理や、生ごみの堆肥化などの自主的な処理の実施に努める。

(エ) 資源物の自主回収ルートの確保

事業者が商品に利用したトレイなどの再資源化可能なごみについては、自ら自主回収に取り組むものとする。

(オ) 事業所内でのごみの分別の徹底

事業所で発生するごみの分別を徹底し、資源化を推進する。

(カ) 資源循環の取組推進

事業活動に際し、再生資材等の活用努めるとともに、事業活動に伴い発生する不要な資材の再利用に努める。

ウ 行政

(ア) ごみ減量に関する情報提供

町ホームページや広報などで、ごみ処理に関する情報を周知するとともに、ごみ減量・リサイクルに関する様々な情報を発信し、住民が積極的にごみ減量に取り組めるよう啓発を行う。

(イ) 排出マナーの向上・徹底

ごみステーションにおけるごみ出しのマナーが守られていない箇所を把握し、周知看板の設置や回覧等を実施することで、ごみ出しマナーの向上に努める。

(ウ) ごみ組成の把握

家庭から排出されるもえるごみの組成調査を行い、ごみ出しの状況及びもえるごみに含まれる資源物の割合の把握に努める。

(エ) 事業者への啓発

多量排出事業者に対する一層の分別推進や適正排出方法に関する情報等について、ホームページなどを活用し、広く事業者に呼びかける。

(オ) 家庭における生ごみ処理の支援

アスパの無料配布、キエーロやコンポストの普及啓発に努め、各家庭でのごみ減量に向けた支援を図る。

(カ) 環境教育等

出前講座等を実施し、ごみ処理の現状と正しいごみの分け方・出し方を理解してもらい、ごみ減量に関する住民の意識を高める。

(キ) グリーン購入の推進

リサイクル商品や環境に優しい商品の購入（グリーン購入）の推進を図るとともに、啓発活動を行う。

第3節 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

収集するごみの分別の区分は、大きく「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源ごみ」及び「粗大ごみ」の4区分とし、ごみの種類は次の表のとおりとします。

〈町が収集・回収するごみの分別の区分〉

分別区分			ごみの種類
可燃ごみ			紙くず、調理くず、残飯、草木、皮革類、ゴム類、資源にならない布類、木製品、在宅医療廃棄物のうち感染性のない非鋭利な物
不燃ごみ			金属製品、陶磁器類、ガラス類、小型家電製品(縦横高さ全てが60cm以下のもの)
資源ごみ	金属類	アルミ類	飲料用缶など
		スチール類	飲料用缶、缶詰の缶など
	紙類	新聞紙	新聞紙
		雑誌・広告・ボール紙	雑誌、チラシ、本、パンフレット、包装紙、紙袋、菓子箱、包装の台紙など
		段ボール	段ボール
		紙パック	飲料用紙パック(裏面銀色除く)
		ミックスペーパー	写真、ラミネート紙、飲料用紙パック(裏面銀色)、レシート、カーボン紙など
	布類	—	衣料、ハンカチ、タオル、タオルケットなど
	びん類	生きびん	一升びん、ビールびん
		雑びん	飲料用、食品用、化粧品ของびん
	ペットボトル	—	飲料用、しょうゆ用、酒類用ペットボトルなど
	プラスチック製容器包装	—	絵柄入り食品トレイ、梱包用発泡スチロール、ラップ・フィルムなどの包装、プラスチック容器、白色無地で発泡スチロール製の食品用トレイ
	製品プラスチック	—	衣装ケース、プラスチック収納家具、文房具等プラスチック製品
	陶磁器	—	茶碗、皿、花びん、植木鉢など
	使用済乾電池	—	アルカリ、マンガン乾電池
	廃食用油	—	植物性食用油に限る
危険物			ライター、スプレー缶、カセットボンベ

第4節 家庭系可燃ごみ処理有料化

平成31年4月1日から家庭系可燃ごみ処理有料化を下記の方法により実施しましたが、引き続きごみ減量に関する効果等を検証するとともに、本制度を継続していくものとします。

1 目的

- (1) 可燃ごみの減量化
- (2) 住民負担の公平性の確保
- (3) 財政負担の軽減

2 処理手数料

東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第14条の規定に基づき、家庭系可燃ごみの収集、運搬及び処分について、これらを排出する者から、下記のとおり、手数料を徴収します。

単位（指定袋1個にあたり）	金額
容量が45リットルの袋	45円
容量が30リットルの袋	30円
容量が20リットルの袋	20円
容量が10リットルの袋	10円

3 負担軽減措置

減らそうとしても減らすことのできない「紙おむつ」、環境美化を推進するため、「ボランティア清掃ごみ」を有料化の対象外として、負担の軽減を図ります。

4 指定ごみ袋取扱店

地区名	指定ごみ袋取扱店
森岡	フードセンターカネ平、八百正、ドミー東浦店、くすりのアルファ薬局、満寿屋酒店、酒市場本店、ゲンキー東浦店、ファミリーマート東浦森岡店、ファミリーマート東浦森岡南店
緒川	松華園、ドラッグカネヨ、タカラヤ、かねり商店、水谷金物店、ヤマニ商店、ファミリーマート東浦役場前店、山口屋商店、わたや呉服店、パオみよしや東浦店、イオンスタイル東浦、セブン-イレブン東浦緒川相生店、スギ薬局東浦店、ローソン東浦於大公園前店、セブン-イレブン東浦緒川塩田店、ローソン東浦鰻池店、ホームセンターコーナン知多東浦店、

	ディスカウントドラッグコスモス緒川店、役場環境課
緒 川 新 田	新田米穀店、にぎわい市場マルス東ヶ丘店、エビスヤ東浦店、 セブン - イレブン東浦緒川植山店、 セブン - イレブン東浦知多インター店、 ファミリーマート東浦緒川植山店
石 浜	ショッピングマルス本店、松谷マッサージ治療院、 セブン - イレブン東浦石浜駅西店、 ファミリーマート東浦南ヶ丘店、Vdrug 東浦店、 石浜イクヂ薬品、ファミリーマート東浦石浜店、アイプラザ、 ゲンキー石浜店
生 路	ミヅノ屋、コノミヤ東浦店、ウエルシア東浦生路店、 ファミリーマート東浦生路店
藤 江	カネラ新美商店、イクヂ天心堂薬局、 セブン - イレブン東浦藤江店、スギ薬局東浦南店
町 外 (阿久比町)	セブン - イレブン阿久比旭台店、 セブン - イレブン阿久比白沢店、ピアゴ阿久比北店

第5節 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

1 ごみの収集運搬及び処理に関する事項

(1) ごみの収集運搬

ア 収集区域は、東浦町全域とします。

イ 収集は、専門業者に委託します。

ウ 収集頻度等は、次の表のとおりとします。

収集対象ごみ		収集頻度	収集場所	排出方法	排出時間
可燃ごみ		週2回	ステーション	指定ごみ袋 (半透明白色) 45ℓ、30ℓ、20ℓ、 10ℓ	収集日の午前8時まで
不燃ごみ		月2回	ステーション	コンテナ	収集日の午前8時まで
資源ごみ	金属類 びん類 ペットボトル	月2回	ステーション	コンテナ	回収日の午前8時まで
	紙類 ミックス ペーパー	月2回	ステーション	紐で縛る 中の見える袋に入れる	回収日の午前8時まで
	布類	月2回	ステーション	中の見える袋に入れる	回収日の午前8時まで
	プラスチック製 容器包装	週1回	ステーション	回収用ネット 中の見える袋に入れる	回収日の午前8時まで
	製品 プラスチック	月1回	公共施設等の 指定場所	回収用ネット	常時
	廃乾電池	月1回	公共施設等の 指定場所	回収ボックス	常時
	陶磁器	月2回	公共施設等の 指定場所	回収ボックス	常時
	廃食用油	月1回	公共施設等の 指定場所	専用ドラム	常時
	小型家電	月1回	公共施設等の 指定場所	回収ボックス	常時
粗大ごみ		各地区 月2回	玄関先等の指 定場所	戸別有料収集	収集日の午前8時まで

※ 危険物（スプレー缶、カセットボンベ、ライター）は、不燃ごみ、金属類、びん類、ペットボトルの収集日に、コンテナで収集をします。

エ ごみの収集日は、次の表のとおりとします。

地 区 名	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ(戸別有料収集)
森 岡	毎週月・木曜日	第 1・3 火曜日	第 1・3 水曜日
森 岡 台		第 2・4 火曜日	
緒 川		第 1・3 水曜日	
緒川新田		第 2・4 金曜日	
東 ケ 丘		第 1・3 金曜日	
石 浜 東	毎週火・金曜日	第 2・4 月曜日	第 2・4 水曜日
石 浜 中		第 2・4 水曜日	
石 浜 西		第 1・3 月曜日	
生 路		第 2・4 木曜日	
藤 江		第 1・3 木曜日	

オ 資源ごみの収集日は、次の表のとおりとします。(毎月)

地 区 名	金属類・びん類・ ペットボトル	紙・布類	プラスチック製 容器包装
森 岡	第 1・3 火曜日	第 2・4 火曜日	毎週金曜日
森 岡 台	第 2・4 火曜日	第 1・3 火曜日	毎週金曜日
緒 川	第 1・3 水曜日	第 2・4 水曜日	毎週火曜日
緒川新田	第 2・4 金曜日	第 1・3 金曜日	毎週水曜日
東 ケ 丘	第 1・3 金曜日	第 2・4 金曜日	毎週火曜日
石 浜 東	第 2・4 月曜日	第 1・3 月曜日	毎週木曜日
石 浜 中	第 2・4 水曜日	第 1・3 水曜日	毎週木曜日
石 浜 西	第 1・3 月曜日	第 2・4 月曜日	毎週木曜日
生 路	第 2・4 木曜日	第 1・3 木曜日	毎週水曜日
藤 江	第 1・3 木曜日	第 2・4 木曜日	毎週水曜日

- ・製品プラスチックは、毎週月、水、金、土に回収します。
- ・廃乾電池は、毎月月末に回収します。
- ・陶磁器類は、毎月 2 回、中旬及び月末に回収します。
- ・廃食用油は、毎月月末に回収します。
- ・小型家電は、毎月月末に回収します。
- ・役場では、上記のうち、びん類、プラスチック製容器包装以外の資源ごみを随時排出することができます。

(2) ごみの処理

ア 委託業者により収集された、可燃ごみ・不燃ごみ及び粗大ごみは、東部知多クリーンセンターに搬入し、中間処理します。

イ 中間処理した焼却灰等は、メルテック株式会社(栃木県小山市)でリサイクルします。

また、破碎不燃物は、大東最終処分場で処分します。

ウ 委託業者により収集された資源ごみは、委託業者が選別・圧縮梱包等中間処理が必要なものは中間処理を行い、再商品化事業者に引渡し、処理又は処分します。

エ 委託業者により収集された廃乾電池は、委託業者が保管し、リサイクル事業者に委託し運搬処理します。

オ 粗大ごみ戸別有料収集にかかる手数料は、町が発行する粗大ごみ処理券で支払うものとします。

カ 粗大ごみ戸別有料収集したもので、リユース可能な物については、フリマアプリを利用してリユースします。

また、プラスチック使用製品や陶磁器等もニーズを確認しつつリユースできるか検討します。

キ 家庭系一般廃棄物収集運搬業、事業系一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業については、(3)～(7)別表のとおり許可を発行しています。

一般廃棄物の収集運搬及び処分については、廃棄物専門処理業者へ委託または現行の許可事業者により、処理を行うものとします。

そのため、社会情勢等が大きく変わるなどといった特殊な事情が発生しない限り、新規許可は行わないものとします。

ク 各地区において、年に1回、自転車・三輪車・ベビーカー及び小型家電の無料収集を行います。収集した三輪車・ベビーカーのうちリユース可能なものは、希望者に無償譲渡等を検討します。

地 区 名	粗大ごみ処理券販売所
森 岡	八百正、ドミー東浦店、くすりのアルファ薬局、満寿屋酒店
緒 川	松華園、タカラヤ、かねり商店、水谷金物店、ヤマニ商店、大黒屋、山口屋商店、行政サービスコーナー、役場環境課
緒 川 新 田	新田米穀店、エビスヤ東浦店
石 浜	ファミリーマート東浦石浜店
生 路	ミヅノ屋、いくまん呉服店、ファミリーマート東浦生路店
藤 江	イクヂ天心堂薬局、セブン-イレブン東浦藤江店

(3) 一時多量ごみ

1 日平均排出量が 10 キログラムまたは、一時に 100 キログラムを超える一般廃棄物の処理は、可燃ごみ及び不燃ごみに分け、排出者が自ら東部知多クリーンセンターへ搬入し処分することとし、収集運搬を委託する場合は、下記の許可業者のみとします。また、排出者は東部知多クリーンセンター条例第 6 条第 2 項に規定する使用料を支払うものとします。

家庭系一般廃棄物（一時多量ごみ）収集運搬許可業者	
トーエイ株式会社	株式会社中西
アイゼン CS 株式会社	

家庭系一般廃棄物（粗大ごみ）
公益社団法人東浦町シルバー人材センター

(4) 家電 4 品目

平成 13 年 4 月から家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）に定めるテレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機・衣類乾燥機については、町では回収せず、家電小売店及び次の町許可業者が収集し、指定引き取り場所まで運搬するものとします。

ただし、リサイクル料金、収集運搬にかかる料金は消費者（排出者）が支払うものとします。

特定家庭用機器収集運搬許可業者	
トーエイ株式会社	株式会社アグメント
有限会社エンザイム	株式会社三四四
株式会社中西	アイゼン CS 株式会社

(5) 家庭系パソコン

資源の有効な利用の促進に関する法律及び使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律により、家庭から排出されたパソコンは、処分をしようとするパソコンを製造したメーカー若しくは小型家電認定事業者が開設する受付窓口に応申をするか、又は町が行う小型家電の無料収集を利用して、処分をします。

なお、製造したメーカー若しくは小型家電認定事業者に応申をする場合において、回収及び処理に関し回収・再資源化料金が必要となる場合は、排出者が支払うものとします。

(6) オートバイ、原動機付き自転車

平成 16 年 10 月からオートバイ、原動機付き自転車については、製造したメーカーによるリサイクル収集が開始され、家庭から排出されるオートバイ等は、排出者がメーカーの開設する廃棄二輪車取扱店に処分の申込をするものとします。

なお、回収及び処理に関しリサイクル料金は必要ありませんが、廃棄二輪車取扱店へ持込みの場合、別途指定引取窓口までの運搬料金が必要となる場合は排出者が支払うものとします。

(7) 事業系一般廃棄物

ア 事業者は、その事業活動に伴って生じた一般廃棄物は、東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 9 条の規定により処理しなければならないこととします。

イ 事業者自らが東部知多クリーンセンターに一般廃棄物を直接搬入する場合は、東部知多クリーンセンター条例第 6 条第 2 項に規定する使用料を支払うものとします。

ウ 事業者自らが東部知多クリーンセンターに一般廃棄物を直接搬入せずに処理を行おうとする場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項又は第 6 項の規定に基づき町長の許可を受けた者に、その処理を委託しなければならない。

法第 7 条 1 項許可業者（収集運搬）		
株式会社あおき環境開発	株式会社あおき造園土木	株式会社アグメント
株式会社アシタ	株式会社エイゼン	有限会社エンザイム
オオブニティ株式会社	株式会社榊原環境	ディリー株式会社
トーエイ株式会社	株式会社豊福組運輸	株式会社西山商店
株式会社美濃ラボ	株式会社三四四	株式会社ユニオンサービス

法第 7 条 6 項許可業者（処分）
トーエイ株式会社（ガラスびん、ガラスくず及び陶磁器類）

エ 事業系一般廃棄物のうち「食品循環資源再生利用促進法」（食品リサイクル法）に基づき、堆肥等にリサイクルするものについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 3 項により、搬入先市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つため協議をし、協議が整った後、東部知多クリーンセンター以外（町外含む）に搬入します。

オ 事業系一般廃棄物のうち刈り草・剪定枝について、堆肥等にリサイクルするものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第3項により、搬入先市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つため協議をし、協議が整った後、東部知多クリーンセンター以外（町外含む）に搬入します。

2 し尿・浄化槽汚泥の収集運搬及び処理に関する事項

（1）し尿の収集運搬

- ア 収集区域は、東浦町全域とします。
 イ 収集は、専門処理業者に委託します。
 ウ 収集日程は、概ね次のとおりとします。

地 区 名	収 集 日 程
森 岡	毎月 1 日～ 6 日
緒 川	毎月 2 日～12 日
緒川新田	毎月 9 日～14 日
石 浜	毎月 10 日～20 日
生 路	毎月 16 日～27 日
藤 江	毎月 22 日～月末

＊緒川地区のうち町道森岡藤江線の西側一帯は、緒川新田の収集日程に収集します。

（2）新規にし尿の収集を受けようとする者又は申込内容を変更しようとする者は、町長に届け出る必要があります。

（3）し尿くみ取り手数料は、町の発行するくみ取り券で支払うものとします。

地 区 名	し 尿 く み 取 り 券 販 売 所
森 岡	フードセンターカネ平、 あいち知多農協森岡支店
緒 川	松華園、かねり商店、大黒屋、 あいち知多農協東浦支店、役場環境課
緒 川 新 田	新田米穀店
生 路	ミヅノ屋、あいち知多農協東浦南部支店

- (4) 浄化槽の清掃は、浄化槽法第 35 条第 1 項の規定により町長の許可を受けた次の業者に依頼するものとします。

なお、社会情勢等が大きく変わるなどの特殊な事情が発生しない限り、新規許可は行わないものとする。

浄化槽法第 35 条第 1 項許可業者（清掃業）
株式会社アグメント
トーエイ株式会社
東邦清掃株式会社

- (5) し尿処理

委託業者により収集されたし尿は、東部知多浄化センターに搬入し処理します。

- (6) 浄化槽汚泥の処理

清掃業許可業者により収集された浄化槽汚泥は、東部知多浄化センターに搬入し処理します。